

【宛先】

部内各課（室）長 様
各県土整備事務所長 様
鳥取港湾事務所長 様
各総合事務所長 様
西部総合事務所日野振興センター所長 様

【発信者】

県土整備部長

【題名】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長等について（通知）

【本文】

このことについて、令和2年3月11日付けで国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありました。

ついては、県土整備部発注工事等においても下記のとおり措置することとしますので、適切に対応してください。

記

1 工事又は業務の一時中止措置等について

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、一時中止措置を実施している受注者に対して一時中止の期間を最長で令和2年3月19日まで延長できる旨を伝え、意向を再度確認すること。その際、下請企業等の経営状況を踏まえた上での意向を確認すること。

（別添指示書記載例参照）

その上で、受注者からその申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事又は業務の一時中止の期間の変更を行うこと。また、一時中止の延長を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

一時中止の期間は、最長で令和2年3月19日までの期間とする。

また、現在一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合は、受注者の責めに帰すことができないものとして一時中止措置等を実施することは差し支えない。この場合において、一時中止の期間は最長で令和2年3月19日までの期間とすること。

なお、令和2年3月19日までの期間であれば、受注者の意向に応じて、いつでも工事又は業務を再開することができることとするが、再開に当たっては、適切な感染拡大防止対策を徹底すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応すること。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定すること。

2 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとること。

(担当)

県土総務課建設業・入札制度室 中島

電 話：0857-26-7454

ファクシミリ：0857-26-8190

技術企画課技術調査担当 椎木

電 話：0857-26-7410

ファクシミリ：0857-26-8189